

実務対応報告公開草案第 68 号(実務対応報告第 44 号の改正案)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い (案)」に関するコメント

公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント
田淵 隆明

【質問 1】 会計処理に関する質問

⇒基本的に同意する。国際的な会計基準との整合性の観点、及び、令和 6 年度税制改正と平仄を合わせる観点から、妥当な対応と考えられる。

※適用時期について：当該の税制改正法案は現在審議中の「一般会計予算・特別会計予算・政府関係予算」の関連法案(令和 6 年度は 5 法案)の一部をなすものであるが、現在の衆参の状況を考えると年度内成立が見込まれるため、3 月 31 日までの適用とするのは妥当である。

【質問 2】 その他

⇒本実務対応報告も「当面の取扱い」というタイトルになっているが、有効期限を明示できる場合は、「この実務対応報告は〇〇年〇〇月〇〇日まで有効である」などと極力明示すべきである。

「当面の」という用語は、“霞が関文学”と揶揄されることもあり、「当面」と言いながら長期に亘る規定も存在する(我が国の産業界に重大なダメージを与え、新製品の開発力・産業競争力の向上の重大な足枷となり続けている「実務対応報告第 19 号など)。次回以降の「当面の扱い」では、考慮されることを希望する。

(以上)